



卯の会



第103回 看護師国家試験に見事合格し、沖縄県内初のEPA(経済連携協定)による外国人看護師誕生に同僚から祝福をうける
プリラン ジアン カルロ トルトゥゴさん(写真中央)

目次

新年のごあいさつ	P2
認知症高齢者のお口のケア	P3
コンピュータを用いた認知リハビリテーションの紹介.....	P4
地域で利用できる施設の紹介.....	P5
今年度の家族向けプログラムのお知らせ	P5
あらかき通信	P6
栄養課からのレシピ紹介	P7

■ 新年度にあたって



医療法人 卯の会 新垣病院
地域医療部 精神保健福祉課
課長 小野寺 弥生

当院ご利用の方々、関係者の皆様のご理解・ご協力のもと、平成26年度を新しい職員とともにスタートすることが出来嬉しく思います。

さて、この新しい年度、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)が一部改正されました。この改正は、精神障がい者の地域生活への移行を促進することを目的に、

1. 精神障害者の医療に関する指針の策定に関すること
2. 保護者制度の廃止に関すること
3. 医療保護入院の整備に関すること
4. 精神医療審査会の委員の構成に関すること
5. 成年後見に関わる体制に関すること

が整備され、今年度4月1日から施行されています。なかでも保護者制度の廃止と医療保護入院の整備に関することは業務に大きく影響していると感じています。

これまで医療保護入院は、精神保健指定医と保護者の同意が入院時の要件とされていました。精神科への入院(医療保護)には保護者が必要であり、その保護者には、患者さんに治療を受けさせる、財産上の利益を保護する、診断が正しく行われるよう医師に協力するなど、いろいろな役割が規定されていました。しかし、「保護者一人に患者さんの治療の責任を負ってもらうには負担が大きいのではないか」、「時代とともに家族関係が変化し保護者が必ずしも利益保護を行えるとは限らないのではないか」などの指摘があり『保護者』制度が廃止となり、4月からは保護者に代わり家族等のいずれかの同意で入院治療が受けられることになりました。

また、医療保護入院は本人の同意のもとに行われる入院ではありませんので、早期治療・早期退院が行われるよう院内での取り組みも規定されていますし、障害福祉サービスについても地域の事業所の紹介に努めるよう努力義務が課せられています。患者さんを一人の保護者や家族で支えるのではなくて地域社会で支えていくという流れが一步推進されることになりました。

精神障害者の医療・福祉に関する歴史は、私宅監置の時代から病院収容の時代へ、人権擁護・社会復帰を支援する時代から自立・社会参加を支援する時代へとめまぐるしく変化しています。「精神科病院に入院したら一生出られない」と巷で言われていた時代から精神疾患を抱えながらも自分らしく生活することを選択できる世の中へと変わってきました。ひとり暮らしをしたいという希望があれば、ヘルパーや訪問看護、日中の活動場所などのサービスを組み合わせて実現することも可能となりました。就労したいという希望も実現可能です。

当院でも長期療養者の退院支援、地域定着支援、就労支援など幅広く勧めています。これからも、ご本人やご家族に病気があっても、生き生きと暮らせるよう支援を提供していきたいと思えます。

今年度もよろしくお願ひします。

平成26年4月 吉日